

～ 医療費助成 手続きに必要なもの ～

子ども（0歳～高校生年齢）

- 1 本人及び父母のマイナンバーがわかるもの
- 2 以下のいずれかのもの
 - ・加入中（もしくは加入予定）の健康保険証
 - ・マイナ保険証
 - ・資格確認書
- 3 医療費受取用の通帳
- 4 認印

- マイナンバーによる情報連携で所得情報等を取得することに同意しない場合は、所得課税証明書または住民税特別徴収納税通知書の提出が必要です（転入の方のみ）。
- 所得課税証明書は“所得”と“課税”的両方が記載されているものをご準備ください。
- 所得課税証明書は、紫波町で所得が判る方の分は不要です。
- 入院時は「限度額適用認定証」の申請も必要となります。

妊産婦

- 1 本人及び配偶者のマイナンバーがわかるもの
- 2 以下のいずれかのもの
 - ・加入中の健康保険証
 - ・マイナ保険証
 - ・資格確認書
- 3 医療費受取用の通帳
- 4 認印
- 5 母子手帳（出産予定日確認のため）



重度心身障害者

- 1 本人、配偶者及び扶養義務者のマイナンバーがわかるもの
- 2 障害を証明するもの
(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、特別児童扶養手当証書1級
または障害年金1級証書のいずれか)
- 3 以下のいずれかのもの
 - ・加入中の健康保険証
 - ・マイナ保険証
 - ・資格確認書
- 4 医療費受取用の通帳
- 5 認印



ひとり親家庭

- 1 本人（子ども、父または母）及び扶養義務者のマイナンバーがわかるもの
- 2 児童扶養手当証書、遺族年金証書、戸籍謄本（紫波町に本籍がない方）あればいずれか（申請時においてひとり親であることが確認できるもの）
- 3 以下のいずれかのもの
 - ・加入中（もしくは加入予定）の健康保険証
 - ・マイナ保険証
 - ・資格確認書
- 4 医療費受取用の通帳
- 5 認印



寡婦

- 1 本人および同一世帯員のマイナンバーがわかるもの
- 2 戸籍謄本（ひとり親として18歳未満の子を扶養していたことの確認用）
- 3 以下のいずれかのもの
 - ・加入中の健康保険証
 - ・マイナ保険証
 - ・資格確認書
- 4 医療費受取用の通帳
- 5 認印